

むつ市農業委員会第731回総会議事録

1. 開催日時 平成28年3月11日（金）午前10時50分から午前12時
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室A
3. 出席委員（25名）

議 席	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	北 川 岩 男
2	〃	青 木 明
3	〃	杉 山 重 一
4	〃	菊 池 秀 藏
5	〃	坂 本 正 一
6	〃	畑 中 光 政
7	〃	蛭 名 修 一
9	会 長	立 花 順 一
11	農 業 委 員	菅 原 靖 博
12	〃	工 藤 輝 雄
13	〃	村 口 鉄 雄
14	〃	野 里 岩 雄
15	〃	嶋 影 秀 子
17	〃	林 忠 久
18	〃	小 林 義 顯
19	〃	柳 澤 都 市 秋
20	〃	福 永 忠 雄
21	〃	藤 澤 伊 三 郎
22	〃	村 口 利 光
23	〃	杉 山 武 美
24	〃	本 山 日 満 夫
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	中 嶋 寿 樹
27	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
28	農 業 委 員	板 井 弘 已

4. 欠席委員（5名）

議 席	役 職 名	氏 名
8	農 業 委 員	柏 谷 均
10	〃	鴨 田 輝 雄
16	〃	向 川 則 勝
29	〃	立 花 幸 雄
30	〃	水 戸 隆 璽

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 非農地証明交付申請について
- 議案第3号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
- 議案第4号 むつ市農業委員会事務の会長専決規程の制定について
- 議案第5号 むつ市農業委員会処務規程の一部改正について
- 議案第6号 むつ市農地銀行設置規程の一部改正について
- 議案第7号 むつ市農業委員会会議規則の一部改正について
- 議案第8号 平成28年度むつ市農業委員会活動計画について
- 報告事項 農地の転用事実に関する照会について
- 平成28年度農業委員会総会開催日程について
- その他

6. 会議に従事した職氏名

局 長 工 藤 初 男
 次 長 畑 中 誠
 主任主査 川 村 利 之
 主任主査 対 馬 亮 子

7. 会議録署名委員

17番 林 忠久 18番 小 林 義 顯

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対 馬 亮 子

9. 会 議 の 概 要

議長	ただいまから、むつ市農業委員会第731回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、30名中25名で定足数に達しております。 本日、8番柏谷委員、10番鴨田委員、16番向川委員、29番立花幸雄委員、30番水戸委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、17番林委員、18番小林委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について2件を、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請、2件についてをご説明いたします。 受付第1号、申請地川内町板家戸7番1他5筆、面積合計22,804㎡についてであります 申請地では、貸付人世帯が耕作してきたものであります。譲渡後も牧草地として利用するものであります。 調査については、2月16日鴨田委員、水戸委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 受付第2号、申請地大字田名部字内田42番625の内、面積合計4,000㎡についてであります。 申請地では、借受人●●●●●が耕作してきたものであります。本申請者借受後はにんにく、かぼちゃ、ネギの栽培地として利用するものであります。 調査については、3月2日青木委員、杉山重一委員、工藤委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 なお、議案にあります第2項第2号(農業生産法人以外の法人)についてであります。借受人は農業生産法人となり、適用なしとなりますので、訂正方お願いします。 以上で説明を終わります。
議長	議案第1号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。 柴田委員発言を許します。

柴田委員	受付 2 号の説明の判断理由のところについて、上から二番目、第 2 項第 2 号の農業生産法人以外の法人についてですが、生産法人以外の法人であれば適用がないのですが、譲受人は個人でありと記載されてありますが、生産法人のはずですが、いかがでしょう。
議長	事務局。
事務局	先ほどの、議案の説明中に、受付第 2 号は、譲受人は生産法人であるため適用なしと訂正頂きますようご説明いたしました。
議長	ほかに質疑ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	他に質疑がありませんので、議案第 1 号は原案のとおり承認いたしました。 議案第 2 号、非農地証明交付申請について 1 件を、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第 2 号、非農地証明交付申請についてご説明いたします。 申請地は大畑町上野 3 5 番 7、地目は畑、面積 3 2 7 m²についてであります。 調査については、3 月 2 日畑中光政委員、本山委員、畑中重宏委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と見込まれます。 説明は以上です。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 畑中光政委員発言を許します。
畑中光政委員	事務局の説明通り、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるため非農地と見込まれます。
議長	議案第 2 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第 2 号は原案のとおり承認いたしました。 議案第 3 号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてを、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第 3 号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてご説明いたします。

本議案は、農地利用状況調査に伴い農地の確認をした結果、非農地と判断できる農地及び以前より転用済みの農地などが発見されましたので、農地台帳から筆数521筆、合計面積472,626.12㎡を除するためのものです。

空中写真については、スライドによりご説明いたします。

議長

審議にあたり、番号503番、504番は、村口利光委員、番号483番、514番は板井委員が議事参与の制限に該当します。

先に番号503番、504番を審議いたしますので、22番村口利光委員、農業委員会会議規則第13条の2の規定により退席を求めます。

(村口利光委員退席後)

議長

番号503番、504番について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

質疑がありませんので、番号503番、504番は原案のとおり承認いたしました。

村口利光委員の入場を許可します。

(村口利光委員入場後)

議長

次に番号483番、514番を審議いたしますので、28番板井委員、農業委員会会議規則第13条の2の規定により退席を求めます。

(板井委員退席後)

議長

番号483番、514番について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

質疑がありませんので、番号483番、514番は原案のとおり承認いたしました。

板井委員の入場を許可します。

(板井委員入場後)

議長

引き続き、番号483番、503番、504番、514番を除いた議案第3号を審議します。

質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第3号は原案のとおり承認いたしました。

議案第4号、むつ市農業委員会事務の会長専決規程の制定についてを、議題に供します。

事務局より説明願います。

事務局

むつ市農業委員会事務の会長専決規程の制定についてご説明いたします。

むつ市農業委員会事務の会長専決規程を定めたいので、総会の議決を求めるものであり、本規程につきましては、むつ市農業委員会会長は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第3項の規定による職員の任免について専決することができるものと定めるものであります。

説明は以上です。

議長

議案第4号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。
柴田委員発言を許します。

柴田委員

本来的には、職員の人事については市長部局との折衝の関係から、現実的には3月に人事異動が行われていながら、4月の会議での任免ということ
で、この規程は必要であり、賛成です。

しかし、この規程一つ作っただけでは、会長が先決しっぱなしで終わりということになります、会議の付帯意見でもいいのですが、直近の次の会議に報告する、ということが必要ではないかと思います。

議長

事務局発言を許します。

事務局長

柴田委員の質問にお答えいたします。

詳細を説明いたしますと、毎年度4月1日付けで職員の人事異動が行われておりますが、当委員会の異動対象職員があった場合、4月1日にはすでに異動後の職員で、新体制により職務を行っております。

任免されるのは、4月の中旬頃行っている総会で、事後の議案として提出して、承認されるといった事後処理をしている状況にあります。

このことを実情に即した事務の取り扱いにするため、職員の任免を会長が総会にかわり、専決処分することができる様に本規程を制定するものであります。

柴田委員からご指摘のあった、直近の総会で専決処分したことを報告するのは当然のことであります。

よって、規程に条項として改めて規定するまでもなく、専決処分したことについては、本規程の運用で、直近の総会で報告することとなりますのでご理解賜りたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長

柴田委員よろしいでしょうか。

柴田委員

はい。

議長

他に質疑ありませんか。

各委員

（異議なしの声）

議長

質疑がありませんので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議案第5号、むつ市農業委員会処務規程の一部改正についてを、議題に供します。

関連性が有りますので、議案第５号から第７号までを、一括して事務局より説明願います。

事務局

議案第５号から議案第７号までを一括してご説明いたします。

農業委員会等に関する法律が改正され、平成２８年４月１日より施行されるに伴い、むつ市農業委員会処務規程、むつ市農地銀行設置規程、むつ市農業委員会会議規則等の一部に条ずれが生じるため改正するものです。

むつ市農業委員会処務規程は、第９条第４項中、法第２１条を法第２７条に改め末尾に、ただし、在任する委員の三分の一以上の者の同位を必要とする。を追加し第２６条中法第２９条を法第３５条へ改正、第２７条第２項第３号の、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書送付に係る申請書を削除し、第４号を第３号に改正するものです。

むつ市農地銀行設置規程は、第４条中、第１３条を第１５条へ改正するものです。

むつ市農業委員会会議規則は、第２条第３項第１号中、第２１条を第２７条に改正、第６条の２中、法第２４条を法第３１条に改正するものです。

新旧対照表は別紙のとおりです。

説明は以上です。

議長

議案第５号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

（異議なしの声）

議長

質疑がありませんので、議案第５号は原案のとおり決定いたしました。

議案第６号、むつ市農地銀行設置規程の一部改正についてを、議題に供します。

議案第６号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

柴田委員発言を許します。

柴田委員

農地銀行については、農地中間管理機構と関連が非常に重要になるだろうと思います。

現実の問題として、これは機能しますか、今後機能させるという考え方がらうと思うのですが、私は遊休組織みたいな感じがします。

農業委員会の事務の段階の中で、農地銀行も考慮されるということもあり、でてきているものだと思います。

過去に合併前の協野沢の農業委員会ではこれは設けていません、合併後今まで一切農地銀行に関しての議案も報告もありませんでした。

法律の改正に伴う、今回は条文の改正ですので問題ありませんが、今機構改革、財政事情を考え必要でないものを廃止することもやぶさかではないと思います。

農業委員会の補助金の関係で、農地銀行に関する条項も入っているということであれば、やむを得ないのですが、実際動かないのであれば、あえて規則をつくる必要はないのではないかと、私は思うわけです。

これは条文改正ですから問題無いですが、今後廃止等も十分検討いただき

たいと思います。

議長

事務局発言を許します。

事務局長

むつ市農地銀行設置規程であります、昭和63年3月に制定されておりました、設置の経緯までは存じあげておりませんが、法律等に基づき設置されたものであると思われます。

柴田委員ご指摘のとおり、現在農地中間管理機構との兼ね合いもあります、この規程については、現在動きは見られません。

今回は法律改正に伴う、条ずれのための規程の改正でありますので、今後の廃止を含めた改正等を考えていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長

柴田委員よろしいでしょうか。

柴田委員

はい。

議長

ほかに質疑ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議案第7号、むつ市農業委員会会議規則の一部改正についてを、議題に供します。

議案第7号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議案第8号、平成28年度むつ市農業委員会活動計画についてを、議題に供します。

ここで暫時休憩とし、農地・農政の各部会を開催します。

所要時間は10分程度とします。

部会終了後会議を再開し、各部長より平成28年度の活動計画について、報告をお願いします。

それでは、各部会ごとに参集願います。

(部会開催)

(部会終了後)

議長

各委員自席へお戻り下さい。

会議を再開します。

先ず最初に農地部会長より報告願います。

坂本 農地部会長	農地部会の平成２８年度の活動計画について、平成２７年度に準じて行っていくことを基本として、今日機構の改革などについて審議されましたが、それに伴い若干の変更はあるのかもしれませんが、原則今のメンバーの中では農地部会の活動は、昨年どおりということでもあります。 各部共通事項に関しても、同じく活動していくということで決まりましたので、よろしくお願いします。
議長	次に農政部会長お願いします。
村口鉄雄 農政部会長	農政部会において平成２８年度の活動計画について協議したところ、平成２７年度と同様の計画と決定しました。 また、各部会共通の活動計画も平成２７年度と同様で良いと決定しました。 以上です。
議長	続きまして、農地の転用事実に関する照会について１件、平成２８年度農業委員会総会開催日程について、報告事項があります。 事務局より、説明願います。
事務局	報告事項、農地の転用事実に関する照会について、１件についてご説明いたします。 報告第１号、申請地は昭和町２４４番他１筆、地目は畑、面積合計６９０㎡についてであります。 調査につきましては、３月２日青木委員、杉山重一委員、工藤委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。 報告第２号平成２８年度農業委員会総会開催日程については、別紙のとおりとなっております。 本年度と比較しますと、総会の日が早まっております、これは許可申請の関係上、その時期に総会を行わないと許可申請が間に合わないとのことで、農業会議からも指導されております。 また、畜産関係の市場の日程についても考慮し、総会と重ならないようにしております。 報告は以上です。
議長	以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。 これをもちまして、むつ市農業委員会第７３１回総会を閉会します。

１０．会議録署名委員

会議録署名委員

会議録署名委員

林 忠 久

小 林 義 顯